人事・採用責任者のみなさまへ

公正採用選考人権啓発推進員の選任と変更の報告はお済みですか？

厚生労働省では、企業が人権問題を正しく理解・認識し、「公正な採用選考」（裏面※１）を実施することを目指して、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」といいます。）制度を設けています。
大阪では、原則、**常時雇用する従業員数が２５人以上の事業所**を対象に、推進員の選任と変更についてハローワークへの報告をお願いしています。
※労働者派遣事業所及び職業紹介事業所には、従業員の規模に関わらず選任をお願いしています。

推進員の役割

- ハローワーク等の研修会に参加することにより、社内研修等でのトップクラスをはじめとする社内の人権意識を深める取組みを推進する役割
- 公正な採用選考システムの確立を図る責任者としての役割（裏面※２）
- ハローワークとの連絡窓口としての役割

推進員選任のメリット

- 社会的責任の１つを果たし、人権尊重企業への仲間入り（裏面※３）
- タイムリーなテーマで実施される推進員研修を無料で受講（裏面※４）
- 社内研修における人権啓発DVDや各種資料を無料で活用（裏面※５）

推進員選任と変更の報告

- 推進員を選任または変更した場合は、大阪労働局HPの報告フォームからご報告いただくか「推進員選任・異動報告書」により、速やかに事業所の所在地を管轄するハローワークに報告してください。（裏面※６）

すでに、大阪府内では**２万**を超える事業所で推進員を選任いただいております。
まだ、推進員を選任されていない場合は、**今すぐ**選任いただき、ハローワークに報告してください。
なお、選任いただいている推進員が**変更となった際も**速やかにハローワークに報告してください。

推進員の選任や変更は**オンライン上の報告フォーム**からも報告いただけます（裏面※６）。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
大阪労働局 ハローワーク
R8.7

※１　公正な採用選考

「公正な採用選考」の基本的な考え方は、以下の3点です。
① 人を人として見る、すなわち応募者の基本的人権を尊重する
② 応募者の適性・能力のみを選考基準とする
③ 募集にあたり広く門戸を開く

●公正採用選考特設サイト
（厚生労働省HP）
https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp

※２　公正な採用選考システムの確立

「公正な採用選考システムの確立」とは、採用方針・採用計画、選考基準、求人(募集)活動、採否決定等について、「公正な採用選考」の基本的な考え方を実践する体制を、企業内で整備・確立することを言います。推進員は、「公正な採用選考システム」を確立するため、旗振り役・責任者として、自らの企業を牽引していただく重要な役割を担っていただきます。

※３　企業の社会的責任

企業が、発展的・継続的に事業活動を展開していくには、社会的責任を自覚し、人権尊重の確保に向けた活動を推進していく必要があります。推進員を選任し、公正な採用選考システムの確立を図ることは、企業として社会的責任を果たすことだけにとどまらず、「人権を尊重する企業」という社会的評価につながります。

※４　推進員研修

ハローワークでは、公正な採用選考や様々な人権問題を、企業に正しく理解・認識していただくため、定期的に推進員やトップクラス等を対象とした研修会を実施しています。研修テーマは、採用選考のみならず、労務管理や事業運営にも役立つ内容となっています。その都度ご案内をさせて頂きますので、積極的にご参加ください。受講料は無料です。また、大阪府主催の新任・基礎研修等もあります。

※５　ＤＶＤ・啓発資料

社内研修等に活用できるDVDを、大阪府内では、大阪東、梅田、大阪西、淀川、堺の5つのハローワークに備え付け、無料※で貸出しを行っています。また、公正な採用選考に役立つ各種啓発資料を全てのハローワークで備えております。（※一部のＤＶＤについては、オンライン研修で使用する場合に別途、費用が発生します。）

※６　推進員選任・異動報告

推進員を選任いただいた際や変更になった際は、以下のいずれかの方法によりご報告をお願いします。

①大阪労働局HPの報告フォームから報告

安定所一覧の中から事業所の所在地管轄ハローワークを選択してご報告ください

大阪労働局HP：公正採用選考人権啓発推進員の選任・異動報告
https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/kosei/houkoku.html

②「推進員選任・異動報告書」を作成し管轄ハローワークに提出

下記HPから様式をダウンロードし、メールや郵送等で事業所の所在地管轄ハローワークにご提出ください

大阪労働局HP：公正採用選考人権啓発推進員制度について
https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/kosei/keihatu.html

大阪においては、大阪労働局と大阪府が共管して推進員制度を運用しており、ハローワークにご報告いただいた情報は、大阪府と共有させて頂きます。ご提出いただいた情報は推進員制度に関する目的以外での使用は一切いたしません。その他推進制度の詳細は、上記※１の厚生労働省HPにおいてご確認ください。